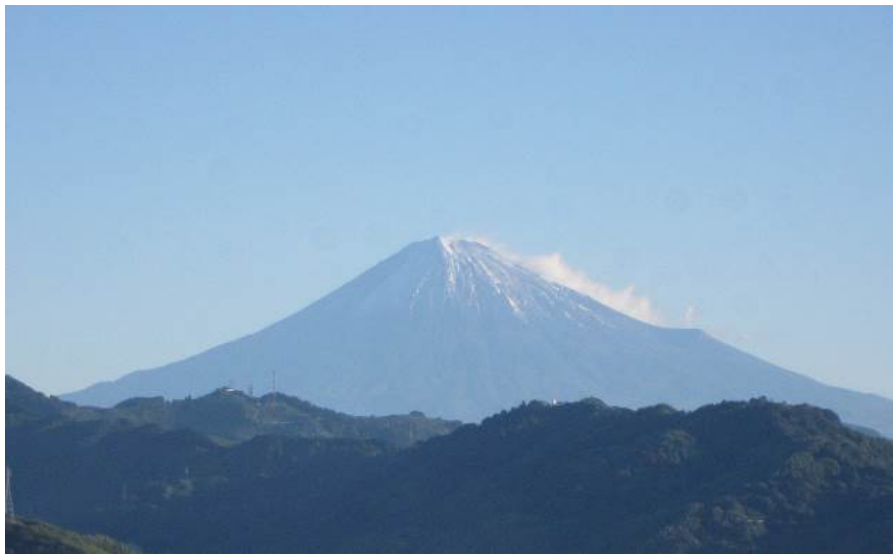


# 静岡県犯罪被害者等支援推進計画 (平成28年度)検証結果



平成30年1月  
静岡県

## 1 はじめに

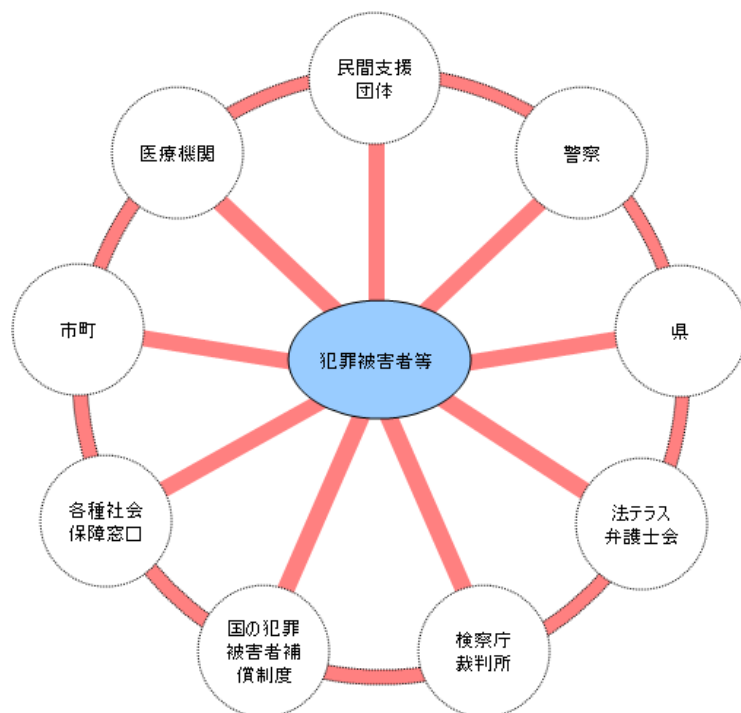
静岡県では、不幸にも犯罪等の被害に遭われた犯罪被害者等に対して、権利利益の保護及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的に、平成27年4月1日「静岡県犯罪被害者等支援条例」（以下「県条例」という。）を施行し、平成28年10月11日に、「県条例」第8条（犯罪被害者等支援に関する推進計画）に基づき、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を公表しました。この推進計画は、本県における犯罪被害者等の支援を県機関が民間支援団体等関係機関と協力し、総合的に推し進めるための指針となるもので、実施期間は平成28年度から平成32年度までの5年間で、毎年度、施策の実施状況の確認、検証を行うこととしました。今回、県機関において実施された平成28年度中の取組の成果等について、有識者から意見聴取を行うとともに犯罪被害者等支援推進本部において確認、検証を行い、その結果を、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画（平成28年度）検証結果（以下「検証結果」という。）」として取りまとめました。

今回の「検証結果」については、翌年度以降の県機関の施策の策定に活用していくこととしています。

### 注）用語の定義

- 犯罪等…犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 犯罪被害者等…犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
- 県機関…知事部局、教育委員会、警察本部の各所属
- 民間支援団体…犯罪被害者等支援を主たる目的とする民間の団体

## 2 静岡県がめざす、犯罪被害者等支援の目指すべき連携・協力のイメージ



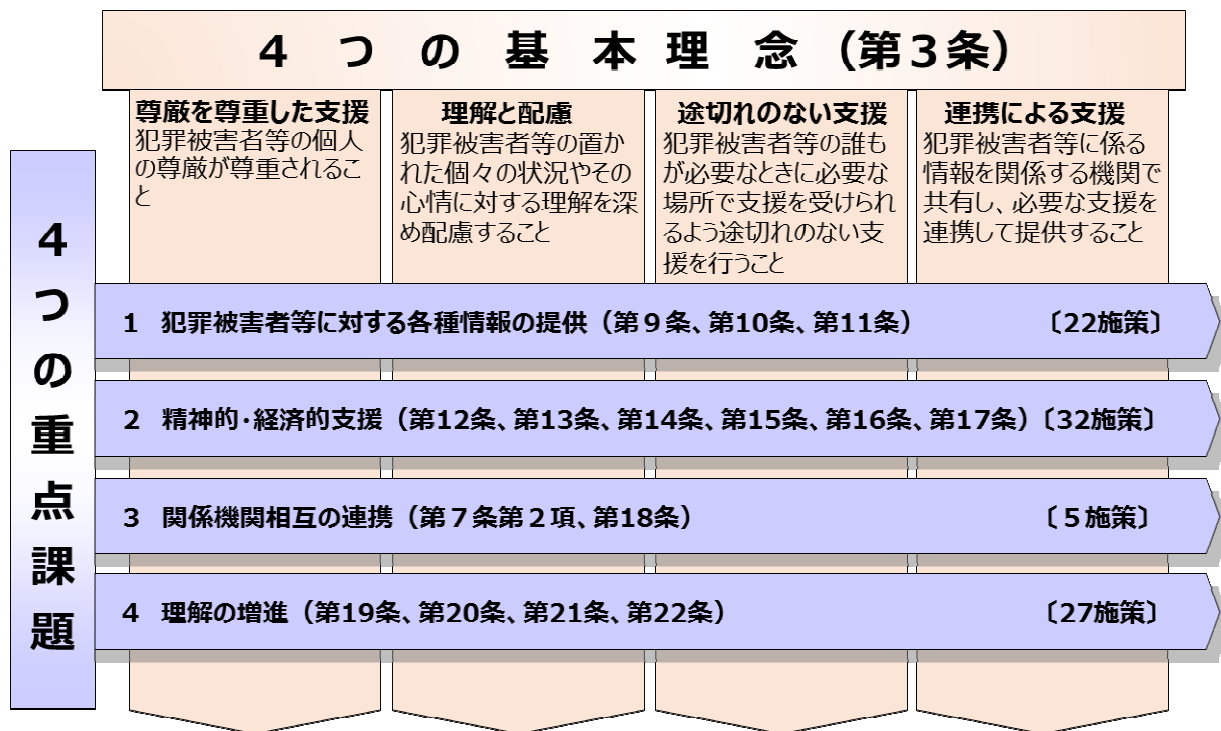
### 3 推進計画の体系（4つの基本理念、4つの重点課題）

#### (1) 基本理念

県条例第3条に掲げる基本理念のもと、犯罪被害者等の人としての尊厳を重んじ、その置かれている状況に配慮した対応を心掛けるとともに、関係機関・団体による途切れのない支援や、犯罪被害者等に対する理解促進のための施策を進め、県民や事業者を含めた「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」の実現を目指しています。

#### (2) 重点課題

犯罪被害者等を取り巻く状況やそのニーズを把握するとともに「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」を実現するために、今後必要と考えられる施策を体系的に整理する中で、4項目を重点課題として設定し、それぞれの充実に向けた取組を進めています。



### (3) 計画の体系

重点課題	基本方針	取組	県機関
犯罪被害者等に対する各種情報の提供	相談及び情報の提供等(第9条)	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部
		被害者連絡の確実な実施	警察本部
		各種相談窓口の充実・担当者の技術の向上	警察本部、くらし交通安全課、精神保健福祉センター、女性相談センター
		市町への施策担当窓口、総合的対応窓口設置の働き掛け	くらし交通安全課
		スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実	教育委員会
		被害児童、保護者に対する相談機関紹介	教育委員会
		心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実	教育委員会(義務教育課)
		関係機関と連携した相談対応、必要な情報の提供	男女共同参画課
		DV防止のための知識の取得、相談場所等の教示	男女共同参画課
		児童虐待相談担当者研修の充実、他機関との連携強化	こども家庭課、児童相談所
	高齢者虐待防止の相談窓口の充実、担当者の技術の向上	長寿政策課	
	障害者虐待防止センターにおける相談対応	障害者政策課	
	損害の回復を図るための情報の提供等(第10条)	専門機関の斡旋、連絡調整・民間支援団体への情報提供	警察本部、くらし交通安全課
		指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部
	経済的な助成に関する情報の提供等(第11条)	犯罪被害者等のための各種団体が行う救済制度の情報提供	警察本部
		税法上の救済制度の情報提供	警察本部
		暴力団犯罪被害者支援制度の情報提供	警察本部
		医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課
		母子(父子)家庭への医療費の助成制度	こども家庭課
		法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供	警察本部、くらし交通安全課
		対象事件の確実な把握と公費負担制度の適正な運用	警察本部
		犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化	警察本部
	日常生活の支援(第12条)	民間支援団体が行う日常生活の支援	警察本部、くらし交通安全課
		被害者支援カウンセラーの運用	警察本部
		カウンセリング費用の公費負担制度について検討する	警察本部
		性犯罪被害者に対する公費負担制度の運用	警察本部
		スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育委員会
		犯罪被害者等からの相談受理	精神保健福祉センター
		関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援	障害福祉課
		DV被害者の自立支援	こども家庭課、女性相談センター
要保護児童への立ち寄り支援		児童相談所	
加害者からの再被害防止対策の徹底		警察本部	
DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護		警察本部、児童相談所、女性相談センター	
DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底		警察本部、女性相談センター	
安全の確保(第14条)	関係機関連携によるDV被害者の安全確保	男女共同参画課	
	一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有	こども家庭課、女性相談センター	
	保護命令の積極運用と被害者の安全の確保	こども家庭課、女性相談センター	
	学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の徹底	教育委員会	
	犯罪現場のハウスクリーニング費用の公費負担	警察本部	
	犯罪被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	
居住の安定(第15条)	DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	
	DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所、女性相談センター	
	犯罪被害者の公営住宅使用に伴う市町担当課へ周知働き掛け	公営住宅課、くらし交通安全課	
	被虐待児童の社会的養護の実施	児童相談所	
	様々な地域・種類の一時保護委託先の確保	こども家庭課	
	犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	雇用推進課	
雇用の安定(第16条)	犯罪被害による後遺障害者に対する就業情報の提供	雇用推進課	
	事業主との間の労使問題に係る相談受理	労働政策課	
	被害者支援要員の指定と二次的被害防止の徹底	警察本部	
捜査の過程における配慮等(第17条)	指定被害者支援要員に対する研修	警察本部	
	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の研修	警察本部	
	被害者支援カウンセラーの運用	警察本部	
	司法解剖遺体の遺体修復費用公費負担	警察本部	
	性犯罪被害者支援における三者協定の運用	警察本部	

精神的・経済的支援

重点課題	基本方針	取組	県機関	
関係機関相互の連携	民間支援団体に対する県の支援(第7条第2項)	民間支援団体への情報提供の強化	警察本部	
		民間支援団体と連携・協働した広報啓発活動の推進	警察本部、くらし交通安全課	
		民間支援団体の見舞金交付への協力	警察本部	
		緊急を要する犯罪被害者等支援の実施(第18条)	指定被害者支援要員の弾力的な運用	警察本部
			署犯罪被害者等支援連絡協議会の活性化	警察本部
			各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	警察本部、くらし交通安全課
県民の理解の増進(第19条)	犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化	警察本部、くらし交通安全課		
	犯罪被害者等支援講演会inしずおかの継続開催	警察本部、くらし交通安全課		
	「犯罪被害者等に関するリーフレット」による広報啓発	くらし交通安全課		
	被害者支援貢献者への積極的な表彰による士気高揚	警察本部		
	「児童虐待防止静岡の集い」開催による県民の理解の醸成	こども家庭課		
	学校における教育(第20条)	命の大切さを学ぶ教室の開催	警察本部、教育委員会(義務教育課、高校教育課)	
		生命の尊重に関する道徳教育と体験活動の推進	教育委員会(義務教育課、高校教育課)	
		こころの教育の推進	教育委員会(高校教育課)	
		体験活動を通じた教育の推進	教育委員会(義務教育課)	
		私たちの道徳の配布	教育委員会(義務教育課)	
生命を尊重する心情や態度の育成		教育委員会(特別支援教育課)		
豊かな人間性と社会性の育成		教育委員会(特別支援教育課)		
犯罪被害者支援従事者に対する研修(第21条)	指定被害者支援要員に対する研修の実施	警察本部		
	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の授業を実施	警察本部		
	女性地域警察官研修会の開催	警察本部		
	女性被害捜査官研修会の開催	警察本部		
	警察署相談係員対象の研修会の開催	警察本部		
	犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷の研修の実施	警察本部		
	犯罪被害者等支援ハンドブックの活用	くらし交通安全課		
	県・市町担当者に対する研修会の開催	くらし交通安全課		
	DV被害者、児童虐待に係る相談体制整備の研修実施	男女共同参画課、女性相談センター、児童相談所		
	犯罪被害者等に初期に接する者の研修実施	精神保健福祉センター		
	児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修の開催	教育委員会(義務教育課)		
意見の反映(第22条)	アンケート調査の実施	警察本部		
	有識者の意見の反映	警察本部		
	パブリックコメントの実施	警察本部、くらし交通安全課		

理解の増進

#### 4 重点課題に対する各施策の実施結果

基本理念に基づき設定した、4つの重点課題について各施策の実施結果をまとめました。(以下、各施策の主な成果)

##### (1) 犯罪被害者等に対する各種情報の提供(第9条、第10条、第11条)

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害のほかに、捜査や裁判、葬儀などの様々な問題に遭遇することになり、自力での解決には非常に困難な状況にあることから、犯罪被害者等が必要とする情報の提供や助言を行うことにより、更なる被害を最小限に抑える各種施策を行いました。

##### ア 指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示(警察本部)

- 犯罪被害者等へ被害者の手引の確実な交付と教示を実施するとともに、被害者の手引の改正を実施しました。



※指定被害者支援要員

事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言等を行ったり、カウンセラー、民間支援団体等と紹介するとともに、これらへの引継を実施する役割を果たす警察職員です。

##### イ 市町への施策担当窓口、総合的対応窓口設置の働きかけ

- 県内全市町において施策担当窓口が設置、総合的対応窓口も、全35市町中34市町で設置されました。(くらし交通安全課)

##### ウ スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実

- 政令指定都市(静岡市、浜松市)を除く全ての小中学校にスクールカウンセラーを派遣しました。(義務教育課)
- 県立高等学校21校にスクールカウンセラーを配置しました。(高校教育課)
- 特別支援学校の9つの拠点校にスクールカウンセラーを配置し、各校へ派遣しました。(特別支援教育課)

(2) 精神的・経済的支援（第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条）

犯罪被害者等は、犯罪等による精神的ショックのほか、身体に障害が残るなど、被害直後はもちろんのこと、中長期に渡る心身の不調の回復軽減に向けた支援が必要であることから、様々な経済的助成制度の確実な教示を実施し経済的負担を軽減する各種施策を行いました。

ア カウンセリング費用の公費負担制度について検討

- 新たに、カウンセリング費用の公費負担の予算（1,814千円）を獲得しました。（※平成29年度から試行運用開始）（警察本部）

イ 犯罪現場のハウスクリーニング費用の公費負担

- ハウスクリーニング費用の公費負担予算（405千円）を獲得しハウスクリーニング実施要綱を制定しました。（警察本部）

ウ 犯罪被害者に対する県営住宅の一時使用

- 犯罪被害者等（2件）に対して県営住宅への一時入居の受入れを実施しました。（公営住宅課）

エ 犯罪被害者の公営住宅使用に伴う市町担当課への周知働きかけ

- 市町の公営住宅担当課へ犯罪被害者等の公営住宅への一時入居の受け入れ、入居募集時の優先入居の制度の周知を行いました。（公営住宅課）
- 犯罪被害者等支援担当者研修会を通じて、市町の既存制度について確認、活用を働きかけました。（くらし交通安全課）

(3) 関係機関相互の連携（第7条第2項、第18条）

犯罪被害者等の支援は、事件発生直後から、被害者の年齢、性別、被害の原因等、個々の事情等によって必要とする支援が異なり、また、その支援内容は多様となることから、民間支援団体等関係機関がそれぞれの役割を適切に果たしていくとともに、各機関が連携して途切れのない支援をするための各種施策を行いました。

ア 民間支援団体への情報提供の強化

- 同意が得られた犯罪被害者等の犯罪事実の概要等について、民間支援団体へ32件の情報提供を実施しました。（警察本部）

イ 民間支援団体等と連携、協働した広報啓発活動の推進

- 民間支援団体、弁護士会、司法書士会等と協働した街頭広報、講演会を実施しました。（警察本部、くらし交通安全課）  
街頭広報 11/22(火)、11/29(火)、11/30(水)  
講演会 11/26(土)



平成 28 年 11 月 22 日（火）  
静岡駅街頭広報

ウ 指定被害者支援要員の弾力的な運用

- 県警各所属で指定被害者支援要員を指定し弾力的な運用を実施しました。（県本部 55 人、警察署 530 人※うち女性 134 人）（警察本部）

(4) 理解の増進（第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条）

犯罪被害者等の実態やニーズ、支援に関する施策については、未だ社会一般の理解が進んでいないことから、県民に対して犯罪被害者等支援の理解の増進に結びつけるための各種施策を行いました。

ア 犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化

- 犯罪被害者週間（11 月 25 日から 12 月 1 日）に合わせた集中的な広報活動を実施し、民間支援団体、弁護士会、司法書士会等と協働した街頭広報を実施しました。（警察本部、くらし交通安全課）

イ 犯罪被害者支援講演会 in しずおかの継続開催

- 静岡市、民間支援団体である認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センターとの共催による講演会を開催しました。（警察本部、くらし交通安全課）

開催日 11/26（土）

場 所 静岡県男女共同参画センター〔あざれあ〕

講 師 NPO 法人「おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ」  
理事 市原千代子 氏





ウ 命の大切さを学ぶ教室の開催

- 警察本部、教育委員会が連携し、命の大切さを学ぶ教室を開催しました。(12回)(警察本部、義務教育課、高校教育課)



平成 28 年 6 月 9 日 (木)

熱海市立多賀中学校

## 5 重点課題ごとの各施策の検証結果

4つの重点課題について、有識者委員の意見を踏まえつつ、推進計画の基となっている、県条例の各条文ごと検証をしました。

### (1) 犯罪被害者等に対する各種情報の提供

#### ア 相談及び情報の提供等 (第9条関係)

「くらし交通安全課」の働きかけにより、県内市町に犯罪被害者支援を担当する窓口が設置され、住民にとって身近な行政窓口である市町において犯罪被害者等に対する相談情報提供の窓口の充実が図られました。また、「精神保健福祉センター」において、こころの緊急支援活動運営委員会を実施、「女性相談センター」において、市町女性相談担当者を対象にした研修会を実施、「男女共同参画課」において、DV防止のためのセミナーを実施、「こども家庭課」、「児童相談所」において、児童虐待相談窓口担当者を対象とした研修会を実施、長寿政策課において、高齢者虐待を担当する市町等職員に対して事例検討会及び研修会を実施、「障害者政策課」において、障害者虐待防止支援センターにおける相談対応が実施されました。

#### イ 被害の回復を図るための情報の提供等 (第10条関係)

「警察本部」と「くらし交通安全課」が協力し、犯罪被害者等の意向を確認した上で、弁護士会、民間支援団体等に対し犯罪被害者等の意向に沿った情報の提供が図られました。

#### ウ 経済的な助成に関する情報の提供等 (第11条関係)

「警察本部」において、犯罪被害者等への情報提供をするため、対象事件の確実な把握が行われ、公費負担制度及び犯罪被害給付金制度の適切な運用が図られました。また、「国民健康保険課」において、新規事務

担当者を対象とした研修会で、制度の趣旨を周知、「こども家庭課」において、母子（父子）家庭への医療費助成が実施されました。今後は、「警察本部」において、刑法の一部改正に伴う男性性犯罪被害者への公費負担制度の拡充が望まれます。

## (2) 精神的・経済的支援

### ア 日常生活の支援（第 12 条関係）

「警察本部」、「暮らし交通安全課」において民間支援団体が行う日常生活の支援の充実を図るための取組の検討が行われました。

### イ 心理的外傷等からの回復（第 13 条関係）

「教育委員会」において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実が図られました。また、「精神保健福祉センター」において、精神保健福祉相談の受理、「障害福祉課」において、高次脳機能障害支援拠点の設置、「こども家庭課」、「女性相談センター」において、DV被害者への自立支援が行われました。「警察本部」においても、従来の臨床心理士資格を有する警察官によるカウンセリングが適切に実施されるとともに、犯罪被害者等が精神科医等でカウンセリングを受診した際の費用について公費負担制度の検討がなされ、警察庁の基準に準じ平成 29 年度の予算要求を行い予算が確保されました。

### ウ 安全の確保（第 14 条関係）

「警察本部」、「男女共同参画課」、「児童相談所」、「女性相談センター」、「こども家庭課」、「教育委員会」が連携し、犯罪被害者等への情報提供、情報の共有、一時保護などの安全の確保が図られました。

### エ 居住の安定（第 15 条関係）

「公営住宅課」において、犯罪被害者等の県営住宅への一時入居の受入が行われました。また、市町公営住宅担当課へも制度周知が図られました。「暮らし交通安全課」において、研修会を通じて公営住宅の既存制度の活用を働きかけが行われました。「児童相談所」、「女性相談センター」、「こども家庭課」において、犯罪被害者等の一時保護等の適切な対応が行われました。「警察本部」において、犯罪被害現場のハウスクリーニング制度が制定されました。

### オ 雇用の安定（第 16 条関係）

「雇用推進課」において、静岡労働局等と連携し、犯罪被害者等が求める、きめ細やかな就労支援が実施されました。また、「労働政策課」は県民生活センターにおいて犯罪被害者等に関する労働問題について適切な相談対応が行われました。

#### カ 捜査の過程における配慮等（第 17 条関係）

「警察本部」において、犯罪被害者等に対して指定被害者支援要員の運用及び臨床心理士資格を有する警察官によるカウンセリングを行うなど二次的被害の防止を含めた各種取組が行われました。

### (3) 関係機関相互の連携

#### ア 民間支援団体に対する県の支援（第 7 条第 2 項関係）

「警察本部」、「暮らし交通安全課」において、民間支援援助団体、弁護士会、司法書士会等と協働した街頭広報、講演会などの支援活動が行われました。

#### イ 緊急を要する犯罪被害者支援の実施（第 18 条関係）

「警察本部」において、指定被害者支援要員の運用が適切に行われました。また、各警察署で犯罪被害者支援連絡協議会が実施され、死傷者多数の交通事故などのシミュレーション訓練の実施等により関係機関との更なる連携強化が図られました。今後は、新たな機関の加入の必要性について検討していくとともに、死傷者多数の支援対象事件・事故が発生した際の体制構築が望まれます。

### (4) 理解の増進

#### ア 県民の理解の増進（第 19 条関係）

「警察本部」、「暮らし交通安全課」において、県民への犯罪被害者支援に対する理解増進のため、ホームページへの掲載、街頭広報、講演会等の各種広報活動が行われました。また、「こども家庭課」において、児童虐待通告制度の周知及び虐待防止の意識啓発を目的とした広報事業が実施されました。

#### イ 学校における教育（第 20 条関係）

「警察本部」、「教育委員会」において、命の大切さを学ぶ教室が開催され、家族の絆、命の大切さについて生徒に考えさせ規範意識の向上を図る取組が行われました。また、「高校教育課」において、生命の尊重に関する道徳教育・こころの教育の推進、「義務教育課」において、体験学習を通じた豊かな人間性を育む教育の推進、「特別支援教育課」において、生命を尊重する心情や態度の育成が実施され、命の大切さについての教育の推進が図られました。

#### ウ 犯罪被害者等支援従事者に対する研修（第 21 条関係）

「警察本部」において、犯罪被害者等支援従事者（警察学校の学生及び女性地域警察官等含む）を対象とする研修が行われました。「暮らし交

通安全課」において、市町の担当者を対象とした研修が実施され、犯罪被害者等支援ハンドブックを使用した研修が実施されました。「男女共同参画課」において、関係機関が開催する研修会への職員の参加、精神保健福祉センターにおいて、こころの緊急支援活動研修（講義、演習）が実施され、事件発生直後の初期段階で犯罪被害者等に接する職員の心のケアに対する研修が実施されました。

## エ 意見の反映（第 22 条関係）

静岡県犯罪被害者等支援推進計画（平成 28 年度）検証結果に対する静岡県犯罪被害者等支援推進計画有識者検討会委員からの意見は次のとおりでした。

### (ア) 相談及び情報の提供等（第 9 条関係）

- ・ SNS（ソーシャルネットワークサービス）等を使用するなど相談しやすい窓口の拡充が必要と考えます。（各相談窓口担当課）

### (イ) 経済的な助成に関する情報の提供等（第 11 条関係）

- ・ 県から犯罪被害者等に対する見舞金等の支給の制度化が必要と考えます。（くらし交通安全課）

### (ウ) 心理的外傷等からの回復（第 13 条関係）

- ・ 臨床心理士資格を有する警察官の公認心理師資格取得に伴う組織的な支援の充実を望みます（警察本部）
- ・ スクールカウンセラー等の配置の充実及び義務教育課程におけるスクールカウンセラーの常勤専従化の早期実現を望みます。（教育委員会）
- ・ 機能が充実したワンストップ支援センターの設置の必要性があると考えます。（くらし交通安全課）

### (エ) 居住の安定（第 15 条関係）

- ・ 県営住宅への一時入居に伴う転居費用等の一時金支給の制度化を望みます。（くらし交通安全課・公営住宅課）
- ・ 県営住宅への一時入居時に必要な備品（照明器具等）の一時貸出サービスの検討及び制度化が必要と考えます。（公営住宅課）

### (オ) 緊急を要する犯罪被害者支援の実施（第 18 条関係）

- ・ 指定被害者支援要員への女性職員の増員を望みます。（警察本部）
- ・ 各市町における条例制定の促進を求めます。（くらし交通安全課・警察本部）

(カ) 学校における教育（第 20 条関係）

- ・ 命の大切さを学ぶ教室の開催数の増加を望みます。（警察本部・教育委員会）

静岡県犯罪被害者等支援推進計画有識者検討会委員

役職	氏名
会長 国立大学法人静岡大学教授	江口 昌克
副会長 ひとすぎ法律事務所・弁護士	一杉 泰博
委員 被害者遺族	朝比奈 幹夫
委員 ㈱静岡新聞社社会部長	川内 十郎
委員 静岡県商工会議所連合会 専務理事・事務局長	中村 泰昌
委員 認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター次長	藤原 智代
委員 医療法人社団リラ溝口病院院長	溝口 明範

6 まとめ（今後の各施策の方向性）

平成 28 年度中における各施策の実施状況は、概ね推進計画に沿った取組がされてきました。しかしながら、親族間における犯罪の増加や危険運転による悲惨な交通事故の発生など犯罪被害には様々な態様があり、犯罪被害者等が行政機関に求めるニーズも多様化し、中長期に渡る支援が重要となってきました。今後も、民間支援団体をはじめ関係機関が更なる連携・協力をを行い、二次的被害の防止、生活の安定、精神的ケアを中心に犯罪被害者等が真に求める支援を途切れなく行ってまいります。



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
ギュっとちゃん

静岡県犯罪被害者等支援推進計画

平成 28 年度検証結果

平成 30 年 1 月

静岡県警察本部警務部警察相談課犯罪被害者支援室

# 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成28年度)実施状況

【参考】

## 平成28年度静岡県犯罪被害者等支援実施状況及び平成29年度の予定

※数字が○で囲まれているもの(例)①は検証結果に記載がある取組(施策)となります。

重点課題 犯罪被害者等に対する各種情報の提供

相談及び情報の提供等(第9条関係)		取組(施策)		平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定
①	指定被害者支援委員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定犯罪被害者指定要因の指定と被害者の手引の確実な交付及び教示の実施</li> <li>平成29年3月 被害者の手引改定【変更点】</li> <li>B5サイズ化</li> <li>早期援助団体同意書の入れ込み(切り取り線付)</li> <li>QRコード掲載</li> </ul> 	○継続
2	被害者連絡の確実な実施	警察本部	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等に対して、捜査に支障のない範囲で捜査の状況、検挙の状況、被疑者の処分等について情報提供を実施</li> </ul>	○継続
3	各種相談窓口の充実・担当者の技術の向上	警察本部 くらし交通安全課 精神保健福祉センター 女性相談センター	警察本部 くらし交通安全課 精神保健福祉センター 女性相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関と連携して各種窓口の充実、担当者の技術向上の支援を実施(警察本部)</li> <li>○犯罪被害者等支援担当者研修会の開催 開催日:11/15(火)、11/17(木)</li> <li>参加人数:51人(くらし交通安全課)</li> <li>○こころの急支援助活動運営委員会2月16日</li> <li>○県教育委員会との連絡会10月11日、2月28日</li> <li>○全国こころのケアチーム連絡協議会8月25日、26日(精神保健福祉センター)</li> <li>○各健康福祉センター、市町の女性相談担当等を対象に、年に3回研修会を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□第1回女性保護担当職員・女性相談員研修 4/6(74名)</li> <li>□第2回女性相談担当職員・女性相談員研修 10/14(62名)</li> <li>□第3回女性保護担当職員・女性相談員研修 3/3(47名)</li> </ul> </li> <li>□女性保護・DV相談担当者研修会 5/13(中遠 39名) 5/20(東部 40名) 5/27(賀茂 12名) 6/2(藤枝 31名)</li> <li>□女性相談員スーパービジョン研修 6/24(23名)</li> <li>□女性相談員事例検討会 12/2(東部 12名) 12/8(中西部 13名)</li> </ul> <li>・講師依頼があれば対応する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□児相新任職員研修(4/12)</li> <li>□警察学校講師(12/1、1/24)(女性相談センター)</li> </ul> </li>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○継続</li> <li>○犯罪被害者等支援担当者研修会の開催 開催日:11/8(水)、13(月)、16(木)(くらし交通安全課)</li> <li>○こころの緊急支援助活動運営委員会(必要時)</li> <li>○県教育委員会との連絡会</li> <li>○全国こころのケアチーム連絡協議会(精神保健福祉センター)</li> <li>○各健康福祉センター、市町の女性相談担当等を対象に、年に3回研修会を実施</li> <li>○講師依頼があれば対応する。(女性相談センター)</li> </ul>
④	市町への施策担当窓口、総合的対応窓口設置の働き掛け	くらし交通安全課	くらし交通安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施策担当窓口数:35/35市町(100%)</li> <li>○総合的対応窓口数34/35市町(97.1%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施策担当窓口数:35/35市町(100%)</li> <li>○総合的対応窓口数35/35市町(100%)</li> <li>H29.8.1にて県内全ての市町への窓口設置が完了</li> </ul>
⑤	スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実	教育委員会	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政令市を除く県内全小中学校(小学校320校、中学校172校)にスクールカウンセラーを派遣した。(相談件数:児童生徒33,226件、保護者29,542件、教職員49,796件)(義務教育課)</li> <li>○県立高等学校21校に配置 2,546時間(高校教育課)</li> <li>○9つの拠点校に配置し、各校に派遣。相談人数は、延べ1,724人(特別支援教育課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政令市を除く県内全小中学校(小学校319校、中学校172校)にスクールカウンセラーを派遣(義務教育課)</li> <li>○県立高等学校22校に配置 3,080時間(高校教育課)</li> <li>○10の拠点校に配置し、各校に派遣(特別支援教育課)</li> </ul>
6	被害児童、保護者に対する相談機関紹介	教育委員会(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)	教育委員会(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政令市を除く県内全小中学生に「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の相談窓口を掲載した文書を配布した。(相談受付:「いじめ・暴力対策メール」11件、「24時間子供SOSダイヤル」346件)(義務教育課)</li> <li>○いじめ・悩みごと相談マップの配布・周知(高校教育課)</li> <li>○各学校において必要に応じて相談機関を紹介(特別支援教育課)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政令市を除く県内全小中学生に「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の相談窓口を掲載した文書を配布(義務教育課)</li> <li>○いじめ・悩みごと相談マップの周知(高校教育課)</li> <li>○各学校において、必要に応じ相談機関を紹介(特別支援教育課)</li> </ul>
7	心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実	教育委員会(義務教育課)	教育委員会(義務教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政令市を除く県内全小中学校(小学校320校、中学校172校)に心理学の専門家であるスクールカウンセラーを派遣した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政令市を除く県内全小中学校(小学校319校、中学校172校)に心理学の専門家であるスクールカウンセラーを派遣</li> </ul>
8	関係機関と連携した相談対応、必要な情報の提供	男女共同参画課	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談事業に関する研修会の参加</li> <li>○市町相談員のためのセミナーの実施</li> </ul>	○相談事業に関する研修会の参加
9	DV防止のための知識の取得、相談場所等の教示	男女共同参画課	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○DV防止セミナーの実施</li> <li>○デートDV防止出前セミナーの実施</li> <li>○DV防止パンフレットの関係機関への配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○DV防止セミナーの実施</li> <li>○デートDV防止出前セミナーの実施</li> <li>○DV防止パンフレットの関係機関への配布</li> </ul>
10	児童虐待相談窓口担当者研修の充実、他機関との連携強化	こども家庭課 児童相談所	こども家庭課 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童相談所職員等を対象とした研修を延べ28日実施し、1,042名が受講した。また、一時保護時の立入調査や臨検・捜索等に関する警察との合同研修を平成28年11月に実施し、55名が参加した。</li> </ul>	○引き続き、児童相談所職員等に対する研修を実施し、専門性の向上を図る。また、警察との合同研修を実施する。
11	高齢者虐待防止の相談窓口の充実、担当者の技術の向上	長寿政策課	長寿政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者虐待等高齢者の権利擁護に関し、市町等からの電話相談に応じる相談窓口を開設した。(年間相談件数:45件)</li> <li>○高齢者虐待対応を担当する市町等職員に対して、事例検討会及び研修会を開催した。(事例検討会・検討会議:3回 参加者109人 虐待対応研修会1回 参加者73人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者虐待等高齢者の権利擁護に関し、市町等からの電話相談に応じる相談窓口を開設</li> <li>○高齢者虐待対応を担当する市町等職員に対して研修会の開催</li> </ul>
12	障害者虐待防止支援センターにおける相談対応	障害者政策課	障害者政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者虐待防止支援センターにおいて関係機関と連携して、虐待等の被害を受けた障害者やその関係者からの相談に対応</li> <li>○平成28年度通報・相談件数24件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者虐待防止支援センターにおいて関係機関と連携して、虐待等の被害を受けた障害者やその関係者からの相談に対応</li> <li>○平成29年度通報・相談件数14件(8月末時点)</li> </ul>

# 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成28年度)実施状況

【参考】

## 平成28年度静岡県犯罪被害者等支援実施状況及び平成29年度の予定

※数字が○で囲まれているもの(例①)は検証結果に記載がある取組(施策)となります。

### 重点課題 犯罪被害者等に対する各種情報の提供

損害の回復を図るための情報の提供等(第10条)		平成29年度の予定		
取組(施策)	担所属名	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定	
1	専門機関の斡旋、連絡調整・民間支援団体への情報提供	警察本部 くらし交通安全課	○くらし交通安全課と協力し法テラス、県弁護士会、民間支援団体へ情報提供の希望確認を実施(警察本部) ○犯罪被害者等支援総合調整窓口による支援情報の提供実績:12件 主な紹介先:県が所管する他の相談窓口、法テラス静岡、県警、弁護士会等(くらし交通安全課)	○継続
2	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	○指定犯罪被害者支援要員の指定と被害者の手引の確実な交付及び教示の実施	○継続

### 重点課題 犯罪被害者等に対する各種情報の提供

経済的な助成に関する情報の提供等(第11条)		平成29年度の予定		
取組(施策)	県機関	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定	
1	犯罪被害者等のための各種団体が行う救済制度の情報提供	警察本部	○公益財団法人犯罪被害救済基金、日本財団まごころ奨学金、自動車事故対策機構、交通遺児等育成基金、道路厚生会等が行う支援制度について情報提供を実施	○継続
2	税法上の救済制度の情報提供	警察本部	○医療費控除、障害者控除、寡婦控除等、税法上の救済制度の情報提供を実施	○継続
3	暴力団犯罪被害者支援制度の情報提供	警察本部	○暴力団犯罪被害者支援制度の情報提供を実施	○継続
4	医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課	○平成28年4月14日開催の新規事務担当者研修会(参加者116人)において、被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず、保険給付が行われる旨を市町等の国保及び後期高齢者医療事務の担当者に周知した。	○平成29年4月18日開催の新規事務担当者研修会及び6月22日開催の市町主管課長会議において、左の旨を市町等の国保及び後期高齢者医療事務の担当者及び担当課長に周知する(済)。
5	母子(父子)家庭への医療費の助成制度	こども家庭課	○平成28年度の補助実績233,059千円で受診件数は192,762件であった。	○ひとり親家庭への支援施策として、児童の健やかな成長や医療費の経済的負担の軽減に寄与していく。
6	法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供	警察本部 くらし交通安全課	○法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供周知を実施(警察本部)	○継続(警察本部)
7	対象事件の確実な把握と公費負担制度の適正な運用	警察本部	○対象事件の確実な把握と公費負担制度の適正な運用を実施	○継続
8	犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化	警察本部	○犯罪被害給付制度の適正な運用を実施	○継続

### 重点課題 精神的・経済的支援

日常生活の支援(第12条)		平成29年度の予定		
取組(施策)	県機関	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定	
1	民間支援団体が行う日常生活の支援	警察本部 くらし交通安全課	○民間支援団体が行う日常生活の支援について、実情に合った現場のニーズを考慮した取組を検討(警察本部 くらし交通安全課)	○継続



# 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成28年度)実施状況

【参考】

## 平成28年度静岡県犯罪被害者等支援実施状況及び平成29年度の予定

※数字が○で囲まれているもの(例①)は検証結果に記載がある取組(施策)となります。

重点課題 精神的・経済的支援

心理的外傷等からの回復(第13条)

取組(施策)		県機関	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定
1	被害者支援カウンセラーの運用	警察本部	○臨床心理士資格を持つ警察官によるカウンセリングを実施(20事件38件)	○継続
②	カウンセリング費用の公費支出制度について検討する	警察本部	○カウンセリング費用の公費負担制度について検討し予算要求を実施	○犯罪被害者等へのカウンセリング等公費負担制度制定(予算額1,840千円) ※新規施策
3	性犯罪被害者に対する公費負担制度の運用	警察本部	○性犯罪被害者に対し公費負担制度の適正な運用を行い精神的被害の緩和を図った。(28件228千円)	○継続
4	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育委員会(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)	○政令市を除く県内全小中学校(小学校320校、中学校172校)に121人のスクールカウンセラーを配置した。 ○政令市を除く県内全市町(33市町)に33人のスクールソーシャルワーカーを配置した。(義務教育課) ○スクールカウンセラー:県立高等学校21校に配置 2,546時間 スクールソーシャルワーカー:県立高等学校2校に配置 979時間(高校教育課) ○9つの拠点校に配置し、各校に派遣、相談人数は、延べ1,724人(特別支援教育課)	○政令市を除く県内全小中学校(小学校319校、中学校172校)に125人のスクールカウンセラーを配置 ○政令市を除く県内全市町(33市町)に36人のスクールソーシャルワーカーを配置(義務教育課) ○スクールカウンセラー:県立高等学校22校に配置 3,080時間 スクールソーシャルワーカー:県立高等学校2校に配置 840時間(高校教育課) ○10の拠点校に配置し、各校に派遣(特別支援教育課)
5	犯罪被害者等からの相談受理	精神保健福祉センター	○精神保健福祉相談(面接・電話等):0件 ○こころの緊急支援チーム派遣:0件	○精神保健福祉相談(面接・電話等) ○こころの緊急支援チーム派遣
6	関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援	障害福祉課	○高次脳機能障害支援拠点の設置:県内8ヶ所 ○高次脳機能障害総合相談事業(医療相談会)の実施:相談回数 18回、相談人数 延べ38人 ○高次脳機能障害支援従事者研修の開催:研修参加者 基礎研修386人、専門研修147人 ○高次脳機能障害者地域基盤整備事業検討専門家委員会の開催:開催回数 2回	○高次脳機能障害支援拠点の設置:県内6ヶ所 ○高次脳機能障害総合相談事業(医療相談会)の実施 ○高次脳機能障害支援従事者研修の開催 ○高次脳機能障害者地域基盤整備事業検討専門家委員会の開催 ○医療体制連携強化事業の実施
7	DV被害者の自立支援	こども家庭課女性相談センター	○28年度の婦人保護施設への入所実績は15人、延べ日数は835日であった。(こども家庭課) ○電話相談や一時保護中に様々な制度等の情報提供を行った。 ○一時保護中のケースについては、各種手続き、弁護士相談等同行支援を行った。 ○婦人保護施設を利用した就労、転宅支援。 ○各種証明書の発行(76件)(女性相談センター)	○支援にあたり、女相、施設、市町福祉等の役割分担をケース会議で確認し、具体的な目標を立てる。(こども家庭課) ○電話相談や一時保護中に様々な制度等の情報提供を行う。 ○一時保護中のケースについては、各種手続き、弁護士相談等同行支援を行う。 ○婦人保護施設を利用した就労、転宅支援。 ○各種証明書の発行(女性相談センター)
8	要保護児童への立ち直り支援	児童相談所	○平成28年度に児童相談所(政令市を含む)が行った一時保護(一時保護所への入所)人数は、680人、延べ日数は18,440日であった。	○一時保護による安全確保のほか、一時保護中は、児童相談所の児童福祉司による家庭調整や児童心理司による児童への聞き取りを行い、児童の心理的支援に努めていく。

# 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成28年度)実施状況

【参考】

## 平成28年度静岡県犯罪被害者等支援実施状況及び平成29年度の予定

※数字が○で囲まれているもの「(例)①」は検証結果に記載がある取組(施策)となります。

### 重点課題 精神的・経済的支援

安全の確保(第14条)		平成29年度の予定	
取組(施策)	県機関	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定
1	加害者からの再被害防止対策の徹底	警察本部	○継続
2	DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護	警察本部 児童相談所 女性相談センター	○継続 ○児童の安全を確保のため必要と判断した場合には一時保護を実施する。(児童相談所) ○健康福祉センター、市町と協力し、必要なケースについて一時保護を実施し支援していく。(女性相談センター)
3	DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底	警察本部 女性相談センター	○継続(警察本部) ○研修会等を通して制度についての説明。 ○証明書の発行。(女性相談センター)
4	関係機関連携によるDV被害者の安全確保	男女共同参画課	○継続
5	一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有	こども家庭課 女性相談センター	○県全体で子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を3回開催し、関係機関との情報の共有を行った。(こども家庭課) ○一時保護聴き取り表、チェックシートを活用して情報共有を行う。(女性相談センター)
6	保護命令の積極運用と被害者の安全の確保	こども家庭課 女性相談センター	○平成28年度の保護命令発令件数は36件であった。(こども家庭課) ○相談があった被害者に保護命令制度について情報提供を行った。 ○申立ての支援を実施女性相談センター(女性相談センター)
7	学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の徹底	教育委員会 (義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)	○なし(義務教育課) ○公立高等学校生徒指導主事研修会 平成29年6月20日(火)(高校教育課) ○通知等の周知(特別支援教育課)

### 重点課題 精神的・経済的支援

居住の安定(第15条)		平成29年度の予定	
取組(施策)	県機関	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定
①	犯罪現場のハウスクリーニング費用の公費支出	警察本部	○継続
②	犯罪被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	○犯罪被害者被害者の県営住宅への一時入居の受け入れを行う。 ○犯罪被害者が県営住宅に入居希望する場合は、募集抽選時に優先入居を行う。
3	DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	○DV被害者の県営住宅への一時入居の受け入れを実施1件 ○DV被害者が県営住宅に入居希望する場合は、募集抽選時に優先入居を行う。
4	DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所 女性相談センター	○一時保護の解除にあたっては家庭へ復帰できるよう調整を行う。(児童相談所) ○市町と協力しながら退所後必要となる書類や物品を準備 ○一時保護中の様子、支援の状況を市町に情報提供 ○退所前に被害者と面接し、今後必要となる手続き等を確認(女性相談センター)
⑤	犯罪被害者の公営住宅使用に伴う市町担当課へ周知働きかけ	公営住宅課 くらし交通安全課	○市町の公営住宅担当課から犯罪被害者の一時受け入れの相談・指導の実施(3件)(公営住宅課) ○犯罪被害者等支援担当者研修会を通じて市町の既存制度について確認・活用を働きかけた。(くらし交通安全課)
6	被虐待児童の社会的養護の実施	児童相談所	○虐待を事由として一時保護(一時保護所)を行った児童のうち一時保護を解除し家庭へ復帰した児童は14名であった。
7	様々な地域・種類の一時的保護委託先の確保	こども家庭課	○一時保護委託先を12か所確保した。(東部4、中部2、西部4、賀茂1、県外1) ○29年度から1箇所増加し、一時保護委託先を13箇所確保している。(東部5、中部2、西部4、賀茂1、県外1)

# 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成28年度)実施状況

【参考】

## 平成28年度静岡県犯罪被害者等支援実施状況及び平成29年度の予定

※数字が○で囲まれているもの(「例」①)は検証結果に記載がある取組(施策)となります。

### 重点課題 精神的・経済的支援

雇用の安定(第16条)		平成29年度の予定	
取組(施策)	県機関	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定
1	犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	雇用推進課 ○犯罪被害者等が新規就労や転職を希望する場合、静岡労働局やハローワークと連携し、きめ細かな就労支援を実施	○継続
2	犯罪被害による後遺障害者に対する就業情報の提供	雇用推進課 ○犯罪被害により障害を負った人が就職を希望する場合は、就業支援と生活支援を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」を紹介するなどの情報提供を実施	○継続
3	事業主との間の労使問題に係る相談受理	労働政策課 ○各県民生活センター(中小企業労働相談所)において、労働問題について県民からの相談に対応 ○平成28年度相談件数は計2,450件	○継続

### 重点課題 精神的・経済的支援

捜査の過程における配慮等(第17条)		平成29年度の予定	
取組(施策)	県機関	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定
1	被害者支援委員の指定と二次的被害防止の徹底	警察本部 ○支援対象事件が発生した場合、指定被害者支援委員が、犯罪被害者等に対して、二次的被害防止等の対応を実施	○継続
2	指定被害者支援委員に対する研修	警察本部 ○県本部指定被害者支援委員を対象とした研修会を実施(1回)	○平成29年度指定被害者支援研修会を実施(4回)
3	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の研修	警察本部 ○初任科、刑事任用科及び性犯罪捜査専科において入校生に対する犯罪被害者支援研修を実施(5回)	○継続
4	被害者支援カウンセラーの運用	警察本部 ○犯罪被害者等の希望に沿い、臨床心理士資格を持つ警察官によるカウンセリングを実施(20事件38件)	○継続
5	司法解剖遺体の遗体修復費用公費負担	警察本部 ○遺族の精神的負担軽減のため、司法解剖した被害者の遗体修復費用を実施(2,002千円74体)	○継続
6	性犯罪被害者支援における三者協定の運用	警察本部 ○静岡県産婦人科医会、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携し、性犯罪被害者が必要とする支援を実施	○継続

### 重点課題 関係機関相互の連携

民間支援団体に対する県の支援(第7条第2項)		平成29年度の予定	
取組(施策)	県機関	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定
①	民間支援団体への情報提供の強化	警察本部 ○同意が得られた犯罪被害者等の犯罪事実の概要等について、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターへ情報提供を実施(32件)	○継続
②	民間支援団体と連携・協働した広報啓発活動の推進	警察本部 ○認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、弁護士会、司法書士会等と協働した街頭広報、講演会の実施 街頭広報:11/22(火)、29(火)、30(水) 講演会:11/26(土)	○認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、弁護士会、司法書士会等と協働した街頭広報、講演会の実施
3	民間支援団体の見舞金交付への協力	警察本部 ○認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの見舞金の支給及び防犯ブザーの交付に協力15件330千円	○継続

### 重点課題 関係機関相互の連携

緊急を要する犯罪被害者等支援の実施(第18条)		平成29年度の予定	
取組(施策)	県機関	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定
①	指定被害者支援委員の弾力的な運用	警察本部 ○県内各所属で指定被害者支援委員を指定し弾力的な運用を実施(県本部55人、警察署530人※うち女性134人)	○継続
2	署犯罪被害者等支援連絡協議会の活性化	警察本部 ○関係機関・団体等による途切れのない支援を行うため、各警察署において署犯罪被害者等支援連絡協議会を実施(25回※うちシミュレーション訓練3回)	○継続

# 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成28年度)実施状況

【参考】

## 平成28年度静岡県犯罪被害者等支援実施状況及び平成29年度の予定

※数字が○で囲まれているもの(例)①は検証結果に記載がある取組(施策)となります。

### 重点課題 理解の増進

県民の理解の増進(第19条)		平成29年度の予定		
取組(施策)	県機関	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定	
1	各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	警察本部 くらし交通安全課	○静岡県警察ホームページにて、犯罪被害者等支援活動状況を掲載(警察本部) ○静岡県ホームページにて犯罪被害者等支援活動状況を掲載(くらし交通安全課)	○継続
②	犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化	警察本部 くらし交通安全課	○犯罪被害者週間(11月25日から12月1日)に集中的な広報活動を実施(警察本部) ○認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、弁護士会、司法書士会等と協働した街頭広報の実施 街頭広報:11/22(火)、29(火)、30(水) 実施場所:JR静岡駅、沼津駅、浜松駅(くらし交通安全課)	○継続(警察本部) ○認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、弁護士会、司法書士会等と協働した街頭広報を実施する。(くらし交通安全課)
②	犯罪被害者等支援講演会inしずおかの継続開催	警察本部 くらし交通安全課	○静岡市、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターとの共催による講演会の開催 開催日:11/26(土) 開催場所:静岡県男女共同参画センター(あざれあ)(静岡市葵区)(警察本部・くらし交通安全課)	○静岡市、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターとの共催による講演会の開催 開催日:11/25(土) 開催場所:清水テルサ(静岡市清水区)(警察本部・くらし交通安全課)
4	「犯罪被害者等に関するリーフレット」による広報啓発	くらし交通安全課	○リーフレットを活用して啓発活動を実施した。 開催日:11/22(火)、29(火)、30(水) 開催場所:JR静岡駅、沼津駅、浜松駅	○リーフレットを活用した啓発活動を実施していく。
5	被害者支援貢献者への積極的な表彰による士気高揚	警察本部	○犯罪被害者等の支援に貢献した個人に対して表彰を実施(47人)	○継続
6	「児童虐待防止静岡の集い」開催による県民の理解の醸成	こども家庭課	○児童虐待防止静岡の集いの開催 開催日:11/12(土) 開催場所:静岡県総合社会福祉会館、静岡市内	○児童虐待防止静岡の集いの開催 開催日:11/11(土) 開催場所:静岡県総合社会福祉会館、静岡市内

### 重点課題 理解の増進

学校における教育(第20条)		平成29年度の予定		
取組(施策)	県機関	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定	
①	命の大切さを学ぶ教室の開催	警察本部 教育委員会 (義務教育課・高校教育課)	○警察本部、教育委員会が連携し、命の大切さを学ぶ教室を実施(12校)	○継続 ○私学の中学校、高等学校での開催(警察本部)
2	生命の尊重に関する道徳教育と体験活動の推進	教育委員会 (義務教育課・高校教育課)	○学校、家庭、地域と連携し、他人を思いやる心、生命を大切に育む心等を育む道徳教育の推進を図るため、道徳教育研修会等を通じ、研究指定校の取組を県内小中学校に広めた。(義務教育課) ○介護・保育実習の実施 高等学校実施率 96.7%(高校教育課)	○道徳の教科化を見据え、問題解決学習や体験的な学習を取り入れた質の高い指導法や評価等についての共通理解を図るため、全小中学校の道徳教育推進教師を対象とした研修会を実施する。(義務教育課) ○介護・保育実習の実施 高等学校実施率 100%(高校教育課)
3	こころの教育の推進	教育委員会 (高校教育課)	○心を育む地域連携研修会 県内10地区で実施 心の教育学級懇談会の実施	○心を育む地域連携研修会 県内10地区で実施 心の教育学級懇談会の実施
4	体験活動を通じた教育の推進	教育委員会 (義務教育課)	○自然体験活動や社会体験活動を通じて、豊かな人間性を育む教育を推進するよう、全小中学校に啓発した。	○自然体験活動や社会体験活動を通じて、豊かな人間性を育む教育を推進するよう、全小中学校に啓発する。
5	私たちの道徳の配布	教育委員会 (義務教育課)	○政令市を除く県内全小中学生に配布した。	○政令市を除く県内全小中学生に配布
6	生命を尊重する心情や態度の育成	教育委員会 (特別支援教育課)	○豊かな人間性を育む体験活動等を実施した学校は91.8%、人権教育に取組んだ学校は100%	○各学校において、実施
7	豊かな人間性と社会性の育成	教育委員会 (特別支援教育課)	○すべての学校が所在地域での交流及び共同学習を実施。また、418人が居住地域での交流及び共同学習を実施	○副次的な籍(交流籍)を活用した交流及び共同学習のモデル的取組を実施

# 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成28年度)実施状況

【参考】

## 平成28年度静岡県犯罪被害者等支援実施状況及び平成29年度の予定

※数字が○で囲まれているもの(例)①は検証結果に記載がある取組(施策)となります。

### 重点課題 理解の増進

犯罪被害者支援従事者に対する研修(第21条)			
取組(施策)	県機関	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定
1 指定被害者支援委員に対する研修の実施	警察本部	○県本部指定被害者支援委員を対象とした研修会を実施(1回)	○平成29年度指定被害者支援研修会を実施(4回)
2 警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の授業の実施	警察本部	○初任科、刑事任用科及びび性犯罪捜査専科において入校生に対する犯罪被害者支援研修を実施(5回)	○継続
3 女性地域警察官研修会の開催	警察本部	○ひまわり窓口担当者研修会の実施	○継続
4 女性被害捜査官研修会の開催	警察本部	○警察署女性被害捜査官等研修会を実施(3回)	○継続
5 警察署相談係員対象の研修会の開催	警察本部	○警察署相談係員を対象としたレベルアップ研修会を開催	○継続
6 犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷の研修の実施	警察本部	○警察学校入校生及び県本部主催の研修会において、犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷に関する研修の実施	○継続
7 犯罪被害者等支援ハンドブックの活用	くらし交通安全課	○犯罪被害者等支援担当者研修会での活用 開催日:11/15(火)、17(木) 開催場所:県庁、浜松総合庁舎	○犯罪被害者等支援担当者研修会での活用
8 県・市町担当者に対する研修会の開催	くらし交通安全課	○犯罪被害者等支援担当者研修会の開催 開催日:11/15(火)、17(木) 開催場所:県庁、浜松総合庁舎	○犯罪被害者等支援担当者研修会の開催
9 DV被害者、児童虐待に係る相談体制整備の研修実施	男女共同参画課 女性相談センター 児童相談所	○DV被害者グループ相談会の実施(男女共同参画課)	○なし(男女共同参画課)
10 犯罪被害者等に初期に接する者の研修実施	精神保健福祉センター	○こころの緊急支援活動研修(講義・演習) 対象:学校、行政、医療、警察職員 6月21日(参加者64名) 10月20日(参加者77名) ○研修講師「学校危機におけるこころのケア」対象:学校職員 8月8日(参加者24名) 8月24日(参加者28名)	○こころの緊急支援活動研修の開催 ○こころのケアに関する研修講師
11 児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修の開催	教育委員会(義務教育課)	○なし	○なし

### 重点課題 理解の増進

意見の反映(第22条)			
取組(施策)	県機関	平成28年度の実施状況(成果)	平成29年度の予定
1 アンケート調査の実施	警察本部	○平成31年度実施予定のアンケート調査項目の検討を実施	○継続
2 有識者の意見の反映	警察本部	○静岡県犯罪被害者等支援条例に基づく推進計画策定のための有識者検討会を開催(2回)	○静岡県犯罪被害者等支援条例に基づく推進計画(平成28年度)検証のための有識者への意見の聴取
3 パブリックコメントの実施	警察本部 くらし交通安全課	○なし ※次回パブリックコメントは平成33年度第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画策定時に実施予定(警察本部・くらし交通安全課)	○なし(警察本部・くらし交通安全課)